

総合調整会議（2015. 5. 7）

○日時：平成27年5月7日（木） 午前8時45分 ～ 午前9時40分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・基幹系システムについて、発送業務等に際しては十分な確認作業をお願いする。
- ・今年は、台風の数が多いこととあわせて大型化が予想されている。タイムライン等の有効活用とあわせて、各所属においては万全の準備を行うこと。
- ・中長期財政見通しの公表については、8月を目処としたい。企画、財政担当の所属においては取りまとめに向けた協議や準備を行ない、議会への説明時期等の調整を行うこと。

2. 審議事項

【案件名】基幹システムの共同化について

→ 総務課長から説明

- ・平成24年度に、県主催のシステム共同利用検討会が開催され、それを機会にグループウェアの共同利用について検討するため、草津市、守山市、野洲市、湖南市及び栗東市の情報システム担当で意見交換会を始めた。
- ・同年12月に「湖南地域グループウェア共同化連絡協議会」が設置され、協議会での業者選定を経て、平成25年10月には、グループウェアの共同利用を開始した。
- ・本市では、同年6月には、本市基幹システム更新について、「単独クラウド」で再構築することに決定し、業者選定を実施した。
- ・平成26年度に入り、グループウェアだけでなく情報システム全般について協議するため、「湖南地域情報システム共同化連絡協議会」へと改称し、子育て応援・臨時福祉給付金対応や社会保障・税番号制度対応について情報交換、一部共同利用を行った。また、6月には「特定個人情報保護評価（番号制度）・次期住民情報システム構想」について提案があり、番号制度対応と基幹システム共同化の情報収集について、共同でのコンサル支援委託を10月から実施している。
- ・その後、協議会事務局（草津市）から「住民情報システムの共同化について（案）」の提案があり、基幹システム共同化についての協議を始め、12月に事務局より市長会議の開催予定と、

新たな「共同化(案)」の提示があった。

- ・平成27年1月21日に湖南地域5市の市長による会議が開催され、各市の状況の違いや組織体制の課題はあるものの、共同化についての検討をしていくこととなり、別添覚書(案)を締結することとなった。

[議会議務局長]

- ・経費比較について、共同化をした場合の経費は共同化するまでの期間の費用とは別に必要となるものなのか。

[総務課長]

- ・累計費用であり、共同化するまでの期間の費用も含まれている。

[健康福祉部理事]

- ・草津市と守山市が先行して共同化システムの更新を行われるが、それから本市がシステムを更新するまでの期間の費用負担はないのか。

[総務課長]

- ・本市がシステムの更新導入したときに負担するものであり、それを念頭においた契約となっている。

[市民部長]

- ・共同化することにより各市でカスタマイズできないため、職員の事務負担が増えるということは理解しておいてもらいたい。

[総務課長]

- ・医療福祉費支給制度のシステムなどをカスタマイズできないことはデメリットであるが、事務の共通化による共同委託等も期待できる。

[市長]

- ・湖南地域5市で取り組みを進めてもらいたい。最大限の努力をお願いしたい。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】 栗東市債権管理条例の制定等について

→ 総務部長から説明

- ・「栗東市債権管理条例・規則」の制定と「債権管理マニュアル」を策定するため、検討体制やスケジュールにについて報告を行う。
- ・各課において管理している市債権の照会を行い、各債権を整理し、条例等の制定を進めていく。

[市長]

- ・市の債権がどれくらいあるのか全体的に把握しておく必要がある。

[総務部長]

- ・各課照会により全体を確認し、報告する。

区分：了解

【案件名】創業支援事業計画の策定について

→ 環境経済部長から説明

- ・産業競争力強化法の規定に基づく「創業支援事業計画」を策定し、国の認定を取得するため申請手続きを行う。認定後の創業支援において庁内での諸手続きへの協力が必要になることも考えられることから報告する。
- ・当該計画の認定は、国が日本再興戦略の中で開業率等の増加を目標に掲げ、これを実現するための一環として産業競争力強化法を制定し、同法の中で「市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う創業支援事業計画を国が認定することにより、市区町村の取り組みを応援する支援措置を講じる」としている。
- ・国では、当該認定を受けた市区町村のみを対象とする補助メニューを創設されるなどの措置がなされており、本市において当該計画の認定を受けることは、中小企業と小規模企業者の振興、雇用の促進等から必要不可欠な情勢となっている。
- ・今後は、平成27年5月20日頃に認定予定である。

[市長]

- ・市としても費用負担や人員配置などが必要となってくるが、どのように考えているのか。

[環境経済部長]

- ・専門的な職員を週に何日か配置することを検討しているが、ノウハウを持った人材を配置する必要があり、商工会などの外部の協力などを得て支援していかなければならないと考えている。

区分：了解

【案件名】栗東市シティセールス戦略策定委員会の設置について

→ 政策推進部長から説明

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する（仮称）栗東市人口ビジョン・総合戦略との方向性を共有し、具体的対策等の連携・整合を図りながら、地域の特色や地域資源等を活用したま

ちの魅力の発信による発信戦略ための「基本方針」として取りまとめる。

- ・策定にあたっては、庁内検討プロジェクト会議や外部委員による栗東市シティセールス戦略策定委員会を設置し、取りまとめていく。

区分：了解

【案件名】平成27年度中長期財政見通し等の議会への提出時期等について

→ 政策推進部長から説明

- ・「(新)集中改革プラン」の検証を踏まえた「平成27年度中長期財政見通し」と「財政運営基本方針」の議会への報告時期については、別添資料の理由により、8月を目途に報告する。
- ・「財政運営基本方針」の内容は、行財政改革推進本部で検討を行う。

[市長]

- ・「財政運営基本方針」は、行財政改革推進本部で検討し、総合調整会議で意思決定する。

[副市長]

- ・8月に報告するという点について、議会への説明はどうするのか。

[政策推進部長]

- ・5月8日に議長と副議長へ説明の後、他の議員にも説明を行う。

[財政課長]

- ・昨年度は、8月13日に資料の説明を行い、8月20日に質疑を受けるというスケジュールで進めた。今年度以降も、同じように進めていきたい。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・大型連休後の気の緩みによる事務処理ミス等が発生しないよう、適切に対応すること。
- ・これから市税の年度分第1期の納付書の発送時期となるため、発送ミス等の内容にしっかりと点検を行うこと。
- ・5月は精神的ストレスが重なりやすい時期であり、新規採用職員をはじめとした部内職員への気配りを行うこと。

以上